

妄想して、実験しよう 公共空間×オトナ実験室

暮らしが楽しめ、まちを使いこなそう！ 公共空間の使い方について例とルールをセットで紹介します。

ルール編

もっと使おう！公共空間
自分がやってみたいことにチャレンジできる場所が増えれば、まちはもっと
素敵になっていくはず。まずは小さな実践から始めてみませんか。

レベル1 日常的につかう

遊びや散歩、ダンスの練習、個人的な写真・動画の撮影などで気軽に使ってみる

(個人的に利用／申請：不要)

- ダンスの練習をする
- 読書やスケッチをする
- モルックで遊ぶ
- ピクニック、ディキャンプ、ヨガ
- ふるまい屋台



音など、まわりの方に配慮すればOK

レベル2 手軽なツールを使ってみる

(個人的に利用／申請：要確認※道具を持ち込んで公共空間の一部を占用したり、仲間内でのちょっとした集まりに使ってみる)

- ピクニック、ディキャンプ、ヨガ
- ふるまい屋台
- 結婚式
- 映画上映会



*実施内容や公共空間に合わせて許可が必要な場合があります。道具や道具を貸し出している公園もあるので、活用してみよう！
コーヒーなど得意技をふるまう屋台

レベル3 催しを主催する

営利・非営利問わず、公共空間を使った催しを主催してみる

(催しの場として利用／申請：必要)

- マルシェ
- 映画上映会



レベル1 日常的につかう

(自由に使えるよ)

- 音など、まわりの方に配慮しながら使えれば個人的に使うのはOK！
- 公共空間によってルールが違うので注意書きを確認しよう

レベル2 手軽なツールを使ってみる

(内容によっては許可がいるよ)

- ヨガ

※規模や内容、公共空間によっては占用許可や行為許可が必要な場合があるよ

- ディキャンプ

※規模や内容、公共空間によっては占用許可や行為許可が必要な場合があるよ

- ふるまい屋台（コーヒーやアートなどの得意技をふるまう屋台）

※許可が必要な場合があるよ。無料配布でも保健福祉事務所の許可が必要な場合があるよ

レベル3 催しを主催する

(許可が必要。使用料がかかることがあるよ)

- 許可について

公共空間の管理者に原則提出が必要になるもの
申請書類（行為許可申請書、占用許可申請書）
企画書、実施要綱等
使用部分のわかる位置図、平面図等

レベル3 催しを主催する

(許可が必要。使用料がかかることがあるよ)

- 内容によって追加で
必要な許可例

公共空間の一部を占用利用する場合→公共空間の管理者の許可
火を使う場合→消防署の許可
食品を販売する場合→保健福祉事務所の許可
※公共空間によっては火器の使用がNGな公園もあるよ

レベル3 催しを主催する

(許可が必要。使用料がかかることがあるよ)

- 使用料について

※レベル2のような使い方の場合許可が

必要になることがあります

レベル3 催しを主催する

(火を使用
許可不要
消防署の許可)

催しの場として利用

(許可申請書を提出
許可の場として利用
保健福祉事務所の許可)

催しの場として利用

(火を使用
許可不要
消防署の許可
食品を販売
映画上映・音楽
著作権の許可)

佐賀県にはこんな公共空間があるよ！

佐賀県公共空間 データベース >>

<https://publicspace-db.pref.saga.lg.jp/>

[問い合わせ窓口]

それぞれの公共空間の管理者

